

## 呉市水道局受注希望型指名競争入札実施要綱

財務課

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び呉市水道局契約規程(昭和39年水道局規程第12号)に定めるもののほか、呉市水道局が実施する受注希望型指名競争入札を適正かつ厳正に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 受注希望型指名競争入札の対象とする建設工事(以下「対象工事」という。)は、130万円以上1億5千万円未満の工事とする。ただし、管理者が特に認められた場合は、この限りでない。

### (入札参加者の要件)

第3条 受注希望型指名競争入札に参加することのできる者は、対象工事に係る建設工事の種類について当該年度の呉市水道局建設工事入札参加有資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる要件を満たすものの中から呉市水道局指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)が指名するものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の資格を有すること。
- (2) 次条及び第5条に規定する公表の日から対象工事の入札の日までの間のいずれの日においても、呉市水道局から指名停止を受けていないこと及び次に掲げる者が市町村税を滞納していないこと。
  - ア 個人の場合 その代表者
  - イ 法人の場合 法人及びその代表者(委任関係があるときは、その受任者)
- (3) 会社更生法又は民事再生法に基づき、更正手続又は再生手続の開始が申立てされていないこと(手続の開始後、呉市水道局入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を置くことができること。また、現場代理人を必要とする場合には、これを置くことができること。
- (5) 管理者が指定する場所で対象工事の設計図書等を購入することができること。
- (6) 対象工事の工事費内訳書を提出することができること。
- (7) 有効な建設業の許可及び経営事項審査の結果通知を有すること。
- (8) その他管理者が必要と認める要件を満たすこと。

### (対象工事の予定価格の事前公表)

第4条 対象工事の予定価格は、事前に公表するものとする。

(対象工事等の公表)

第5条 対象工事及び参加申請要領は、呉市水道局のホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載することにより公表する。

2 前項の規定による公表は、原則金曜日に行う。

(現場説明会)

第6条 対象工事の内容の説明は、設計図書等の販売によって行うものとする。

(質問及び回答)

第6条の2 対象工事の内容等について質問がある者は、所定の質問書に記入の上、指定の期日までに、ファクシミリによる送信により提出するものとする

2 前項の質問に対する回答は、指定の期日までに、ホームページに掲載するものとする。

(入札参加申請)

第7条 対象工事の入札に参加しようとする者は、ファクシミリによる送信又は持参により、呉市水道局受注希望型指名競争入札参加申請書(別記様式。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

(申請書の受理)

第8条 管理者は、前条の規定により提出された申請書を受理した場合、速やかに受理した旨を申請書を提出した者(以下「申請者」という。)にファクシミリによる送信又は電話連絡により通知するものとする。

(入札参加資格の確認等)

第9条 委員会は、申請者について、第3条に規定する入札参加者の要件を満たすか否かを審査し、入札参加資格の有無を確認するものとする。

2 管理者は、前項の規定により確認した入札参加資格の有無について、あらかじめ定めた期日までにファクシミリによる送信又は電話連絡により申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第10条 入札参加資格の確認後において、入札参加資格があると確認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象工事の入札に参加することができないものとする。

(1) 入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書等について虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(入札結果の公表)

第11条 入札の結果は、入札日の翌日にホームページに掲載するものとする。た

だし、当該翌日が呉市水道局就業規程（昭和28年呉市水道局規程第12号）第11条に掲げる日（以下「当該休日」という。）に当たるときは、当該休日直後の休日でない日にこれを行うものとする。

（実施上の留意事項）

第12条 実施上の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 申請書等の作成及び提出に要する費用は入札に参加しようとする者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返還しないものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。